

市長及び副市長の給与等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 2 8 号

市長及び副市長の給与等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 2 号。以下「条例」という。）の規定による旅費の種目及び内容に係る細則その他条例の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、上尾市職員の旅費に関する条例（昭和 4 9 年上尾市条例第 9 号。以下「旅費条例」という。）において使用する用語の例による。

(条例第 6 条の規定において準用する旅費条例の適用に関する読替え)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の規定による旅費条例の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

旅費条例の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 条第 2 項各号列記以外の部分	職員	市長及び副市長（以下「市長等」という。）
	場合	場合（第 3 号から第 7 号までに掲げる場合を除く。）
第 3 条第 2 項第 1 号	職員	市長等
	出張又は赴任	出張
	退職、免職、失職又は休職	退職、解職又は失職
	当該職員	市長等
第 3 条第 2 項第 2 号	職員	市長等

	当該職員	市長等
第3条第3項	職員	市長等
	又はこれらに準ずる事由により	若しくはこれらに準ずる事由により、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第83条、第87条第1項若しくは第164条第2項の規定により
第3条第6項	第1項、第2項及び前2項	第2項
	次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合	死亡した場合
第3条第7項	第1項、第2項、第4項及び第5項	第2項
第3条第8項	第1項、第2項及び第4項から第6項まで	第2項及び第6項
第7条第4項	給与	給料
第8条	宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費	宿泊手当
第12条	次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額（第3	次の各号（第3号を除く。）に掲げる費用（第2号、第4号及び第5号に掲げる費用は、公務のため

	号に掲げる費用の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める額)	特に必要とするものに限る。)の額
第20条	職員	市長等
第22条第1項	第3条第2項第1号又は第4号	第3条第2項第1号
	旅行又は本邦への帰住	旅行
	出張又は赴任	出張
第22条第3項	旅行命令権者	市長
第23条	第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号まで	第3条第2項第2号
	出張又は赴任	出張
第24条第1項	その他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）	その他の交通費
第24条第2項	包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	包括宿泊費
	第14条、第16条、第17条、第18条第1項	第14条
第27条第1項	この条例又はこれに基づく規則	市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）又は同

		条例に基づく規則
第 2 7 条第 2 項	この条例又はこれに基づく規則	市長及び副市長の給与等に関する条例又は同条例に基づく規則
	給与	給料
第 2 7 条第 3 項	給与	給料

(準用旅費条例第 3 条に規定する規則で定める場合等)

第 4 条 上尾市職員の旅費に関する条例施行規則（令和 7 年上尾市規則第 30 号。以下「旅費規則」という。）第 8 条第 1 項の規定は、条例第 6 条第 2 項において準用する旅費条例（以下「準用旅費条例」という。）第 3 条第 6 項に規定する規則で定める場合について準用する。この場合において、旅費規則第 8 条第 1 項中「条例」とあるのは「準用旅費条例」と、同条第 1 項第 1 号中「第 3 条第 2 項及び第 5 項」とあるのは「第 3 条第 2 項」と、同項第 2 号中「第 1 号及び第 4 号」とあるのは「第 1 号」と、「第 1 6 条、第 1 8 条第 1 項及び第 2 2 条第 2 項」とあるのは「第 2 2 条第 2 項」と読み替えるものとする。

2 旅費規則第 8 条第 2 項の規定は、準用旅費条例第 3 条第 6 項に規定する規則で定めるものについて準用する。この場合において、旅費規則第 8 条第 2 項中「条例」とあるのは「準用旅費条例」と、同項第 1 号中「その他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）」とあるのは「その他の交通費」と、同項第 2 号中「包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）」とあるのは「包括宿泊費」と、同項第 3 号中「旅行命令等の変更等」とあるのは「旅費の支給を受けることができる者の死亡等」と、「旅行命令権者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

3 旅費規則第 8 条第 3 項の規定は、準用旅費条例第 3 条第 7 項に規定する規則で定める事情について準用する。

4 旅費規則第 8 条第 4 項の規定は、準用旅費条例第 3 条第 7 項に規定する規則で定める金額について準用する。

(鉄道賃の細則)

第5条 旅費規則第11条第1項の規定は、準用旅費条例第9条に規定する規則で定めるものについて準用する。

2 旅費規則第11条第2項の規定は、準用旅費条例第9条第1号に掲げる運賃の額の上限について準用する。

(船賃の細則)

第6条 旅費規則第12条第1項の規定は、準用旅費条例第10条に規定する規則で定めるものについて準用する。

2 旅費規則第12条第2項の規定は、準用旅費条例第10条第1号に掲げる運賃の額の上限について準用する。

(航空賃の細則)

第7条 旅費規則第13条第1項の規定は、準用旅費条例第11条に規定する規則で定めるものについて準用する。

2 旅費規則第13条第2項の規定は、準用旅費条例第11条第1号に掲げる運賃の額の上限について準用する。

(準用旅費条例第13条に規定する規則で定める額等)

第8条 準用旅費条例第13条に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

2 旅費規則第15条第2項の規定は、準用旅費条例第13条に規定する規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「旅行命令権者」とあるのは「市長」と、同項第2号中「旅行命令等を発した時」とあるのは「旅行に出発した時」と読み替えるものとする。

(宿泊手当の定額等)

第9条 準用旅費条例第15条に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、別表第2のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項に定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合
前項に定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第2のとおりとする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費に相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（渡航雑費の細則）

第10条 旅費規則第18条の規定は、準用旅費条例第19条に規定する規則で定める費用について準用する。

（死亡手当の定額）

第11条 旅費規則第19条の規定は、準用旅費条例第20条に規定する規則で定める定額について準用する。

（退職者等の旅費の細則）

第12条 旅費規則第20条の規定は、準用旅費条例第22条第1項に規定する規則で定めるものについて準用する。

（遺族等の旅費の細則）

第13条 旅費規則第21条第1項の規定は、準用旅費条例第23条に規定する規則で定めるものについて準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは、「市長等」と読み替えるものとする。

2 旅費規則第21条第2項の規定は、遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位について準用する。

（旅費の調整）

第14条 準用旅費条例第25条第2項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害等に起因する業務を行う場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合として市長が認める場合

(2) 旅行者が公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、第9条に定める宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合

2 前項各号に掲げる場合の旅費は、別に定める。

(請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等)

第15条 旅費規則第24条、第25条、別表第5(7の項から9の項まで及び15の項を除く。)、別表第6(2の項を除く。)及び別表第7(8の項から10の項までを除く。)の規定は、準用旅費条例第7条の規定による旅費の請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旅費規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第24条第1項 各号列記以外の 部分	条例	準用旅費条例
	場合	場合(第2号に掲げる場合を除く。)
第24条第1項 第3号	条例	準用旅費条例
	第1号及び第 4号	第1号
第24条第1項 第4号から第6 号まで並びに同 条第2項及び第 3項	条例	準用旅費条例
第24条第5項 及び第6項	旅行命令権者	市長
第25条第1項	条例	準用旅費条例
	旅行命令権者	市長
第25条第2項	条例	準用旅費条例
別表第5の1の 項から4の項ま で	条例	準用旅費条例
別表第5の5の 項	第15条第2 項各号	市長及び副市長の給与等に関する 条例施行規則(令和7年上尾市規 則第28号。以下「市長等給与規 則」という。)第8条第2項にお いて準用する第15条第2項各号

別表第5の11の項	条例	準用旅費条例
	1の項から10の項まで	1の項から6項まで及び10の項
別表第5の12の項	1の項から10の項	1の項から6項まで及び10の項
	職員	市長等
別表第5の13の項	旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項	準用旅費条例第3条第2項
	第8条第1項各号	市長等給与規則第4条第1項において準用する第8条第1項各号
別表第5の14の項	第8条第3項各号	市長等給与規則第4条第3項において準用する第8条第3項各号
別表第6の1の項	所属又は所属団体、職名又は役職	役職
別表第6の3の項	職員	市長等
	所属、職名	役職
別表第6の4の項	職員	市長等
	所属、職名	役職
別表第6の5の項	所属又は所属団体、職名又は役職	役職
別表第7の1の項から3の項まで	条例	準用旅費条例

(給与の種類)

第16条 準用旅費条例第7条第4項及び第27条第2項に規定する給料の種類は、市長及び副市長の給与等に関する条例第3条に規定する給料とす

る。

(在勤官署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費等)

第17条 旅費規則第29条から第31条までの規定は、条例又はこの規則により支給する旅費の支給について準用する。この場合において、旅費規則第28条第1項中「在勤官署(常時勤務する在勤官署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所又は第4条各号に掲げる場所。次項において同じ。)」とあるのは「在勤官署」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、上尾市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年上尾市条例第6号。次項において「改正条例」という。)の施行の日(令和7年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 第11条から第13条までの規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 第4条第2項及び第4項の規定は、準用旅費条例第3条第6項及び第7項に規定する者が同条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正条例第4条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例第6条においてその例によることとされる改正条例第1条の規定による改正前の旅費条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

1 本邦

区分	宿泊費基準額(1夜につき)
北海道	18,000円

青森県	15,000円
岩手県	13,000円
宮城県	14,000円
秋田県	15,000円
山形県	14,000円
福島県	11,000円
茨城県	15,000円
栃木県	14,000円
群馬県	14,000円
埼玉県	27,000円
千葉県	24,000円
東京都	27,000円
神奈川県	22,000円
新潟県	22,000円
富山県	15,000円
石川県	13,000円
福井県	14,000円
山梨県	17,000円
長野県	15,000円
岐阜県	18,000円
静岡県	13,000円
愛知県	15,000円
三重県	13,000円
滋賀県	15,000円
京都府	27,000円
大阪府	18,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	15,000円
和歌山県	15,000円
鳥取県	11,000円

島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円
山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円
長崎県	15,000円
熊本県	20,000円
大分県	15,000円
宮崎県	17,000円
鹿児島県	17,000円
沖縄県	15,000円

2 外国

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
全ての地域	65,000円以内で、市長が定める額

別表第2（第9条関係）

区分	宿泊手当（1夜につき）
本邦	2,400円
外国	5,400円以内で、管理者が定める額